

いじめ防止基本方針



戸田市立戸田南小学校

令和7年3月1日 改訂

目 次

はじめに	3
第1 いじめの認知に対する考え方	4
第2 いじめの未然防止のための取組	5
第3 いじめの早期発見への取組	6
第4 いじめの早期解決への取組	7
第5 家庭や地域、関係機関との連携	8
第6 いじめ防止対応校内組織	9
第7 インターネットを通じて行われるいじめの対策	9
第8 いじめ問題における対応フロー図	11
第9 いじめ防止推進法第28条における「重大事態」の対応について	13
第10 いじめ防止に係る年間行事予定	19
第11 いじめ防止全体構想	21
第12 いじめ防止啓発資料等	22

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校は、これまでも「いじめは絶対許さない」という意識の醸成を図り、互いに尊重し合う人間関係の構築を目指して、学校・家庭・地域・関係機関が連携していじめの防止と対策に取り組んできた。今回、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条により策定された、「戸田市いじめ防止基本方針」を受けるとともに、法第 2 条や法第 13 条の規定、基本的認識（令和 6 年 12 月 27 日改定戸田市立小・中学校いじめ問題対応マニュアル）に基づいて、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「戸田市立戸田南小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめの定義（法第 2 条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法】

いじめ防止対策推進法第 13 条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

基本的認識

- 「いじめは、どの子供にも起こりうる」という基本的認識の下、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるようにしなければならない。
- 「弱いものをいじめることは、人間として絶対に許されない」との強い認識をもたなければならない。
- いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行わなければならない。
- いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していることから、日頃から家庭と密接な連携を図らなければならない。
- いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であるとの強い認識をもたなければならない。
- 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組まなければならない。

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）の中の人的関係をいう。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

具体的ないじめの態様

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

第Ⅰ いじめの認知に関する考え方

- (1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。例えば、言い過ぎてしまい相手を傷付ける、自分勝手な行動をとって周囲の反感を買うなど、子供たちは、成長の過程で様々な失敗を経験するのであるが、その中には、いじめに該当するものもしばしば含まれる。
- したがって、一定数のいじめが認知されるのが自然である。
- (2) 初期段階のいじめは、子供たちだけで解決に至ることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし、いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。
- (3) 世間の耳目を引くいじめ事案が発生した直後に認知件数が急増し、翌年度から漸減する傾向があるが、このことは、いったんは事案を深刻に受け止めるものの、徐々に風化していくことを反映していると考えるべきである。この例に限らず、いじめの認知件数が減少した場合に、対策が奏功したものと即断することは禁物であり、減少の理由を十分考察する必要がある。
- (4) 各学校においては、発生しているいじめを漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要である。そのため、文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。

(中略)

また、各教育委員会等は、学校や教職員の評価において、「積極的にいじめを認知し、適切に対応すること」を肯定的に評価する必要がある。

【平成27年8月17日付け 文部科学省通知】

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「戸田南小学校いじめ防止対策委員会」を活用して行う。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- いじめの有無やその多寡が問題なのではなく、極めて初期段階のいじめも含めて積極的に認知し、組織的に対応することが重要である。
- 法が定義するいじめに該当する場合であっても、その態様に応じて必ずしも「いじめ」という言葉を使わずに指導をする等、状況を考えて柔軟な対応をする。ただし、いじめには該当するため、他のいじめ事案と同様に取り扱う必要がある。

本校は、上記のいじめに対する定義や基本認識の下、かけがえのない存在である児童一人一人が、

安心安全な学校で「明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、いじめ根絶に向け、全教職員共通理解をもち、全力で教育活動に取り組んでいくこととした。

第2 いじめの未然防止のための取組

本校では、日々の教育活動を通して、児童の自助公助の取組を積極的に支援するとともにPTAや学校応援団にも協力を依頼し、他者と調和的に生きていくための社会能力、他者を思いやる心を育み、いじめの予防に全力を傾注する。

(1) 「わかる授業」「楽しい授業」の推進

「授業がわからない」「楽しくない・つまらない」の積み重ねが、主体的に学校生活を送る意欲を喪失させ、いじめへ走らせることの要因にもなる。日々の授業で仲間とともに「わかった」「できた」「なるほど」等を感じさせる授業を創造することがいじめ予防の第一歩である。

- ①児童理解を深める。
 - ・児童理解に努め、一人一人の個性や習得状況を把握しながら授業を進める。
- ②学習意欲を高める。
 - ・教材研究に努め、知的好奇心や知的葛藤を誘発させる場面を大切にする。
- ③個を生かす活動を工夫する。
 - ・問題解決的な学習を通して、多様な考えを尊重し、認め合う場をつくる。
- ④個々の考えを深め、練り上げる。
 - ・互いの考えを認め合う中で、集団で考えを練り上げ深める活動を重視する。
- ⑤指導と評価を工夫する。
 - ・適切な評価を通し、学習意欲の持続・向上を図る。

(2) 大切な一員であることを実感できる学級づくり

児童が安心して学校生活を送れる学級づくりが、いじめ防止につながる。一人一人の個性が大切にされる人間関係を味わわせ、居場所づくりに努めるとともに、特別な支援を必要とする児童の特性に応じた共通指導を行う。

- ①児童一人一人の心を理解する。
- ②いつでも担任や学校の職員、地域の人々が見守っているということを知らせる。
- ③場面に応じた行動の取り方の基準を示す。
- ④自分のよさや自分と違うことのよさを認めることができるようにする。
- ⑤学級活動の時間を充実させ、話し合い活動を通して自分たちの周りに起こる様々な問題を解決させ、よりよい人間関係を築かせる。

(3) 「心の教育」の推進

児童一人一人が規範意識を高め、自他を認め思いやる心を育むことがいじめ防止につながる。また、自己や集団の在り方及び人権に関する教育に全教育過程を通して行うことが豊かな心の育成につながる。

- ①道徳教育を要として、道徳科及び全教科等で「命の大切さ」について指導する。
- ②「いじめのない楽しい学校宣言」を受けた取組を示し、学校全体としての取り組みとして意識させる。
- ③学校のきまりについて共通理解を図り、きまりを守らせる指導を徹底する。
- ④いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。

これらの取組により、全ての児童が安心して学校生活を送れる居場所づくりや自己決定の機会を提供する場とし、自己有用感や充実感を感じられる生活ができる学校づくりを進める。

第3 いじめの早期発見への取組

いじめは、大人の認識しにくい時間や場所等で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりすることが多いことを教職員が認識し、児童の僅かな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって見逃すことなく、早い段階で的確に情報を収集し対応することが大切である。そのためには、教職員間、児童、保護者、地域との信頼関係を深め、ネットワークを構築することが、大人は必ず助けてくれるという認識をもたせ、早期発見へつなげていく。

「さ・し・す・せ・そ」の徹底

(さ) 最悪の事態を想定し (し) 慎重に (す) 素早く (せ) 誠意をもって (そ) 組織で対応

※早期発見の基本

- ①児童のささいな変化に気づく。(メモをとる)
- ②気づいた情報は迅速・確実に共有する。(文書で報告する)
- ③迅速に複数で対応する。(共通指導を徹底する)

※5W1Hを基本に共有

(いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように)

(1) 児童のサインを見逃さない

- ①児童の学校での日常生活を通して、人間関係や力関係の把握に努める。
- ②児童のつぶやきや会話、作文や日記等から、児童の生活状況や集団における人間関係の実態把握に努める。
- ③全児童対象の定期的なアンケートや教育相談を実施し、いじめの把握に努める。また、アンケート結果を受け適宜教育相談を行い適切に対応する。
- ④児童の相談を軽視することなく、誠意をもって迅速・的確に対応する。
- ⑤表面的に判断したり小さいことだと捉えたりせず、児童の立場に立っていじめの把握に努める。また、自らの判断だけでなく、他の教職員や管理職に連絡・報告・相談を行い判断する。
- ⑥電話相談・SNS窓口等も含め、様々な相談方法を日頃から知らせる。

(2) 教職員間の情報共有に努める

- ①いじめ問題の重大性の認識、いじめの態様、原因・背景、具体的な指導上の留意点等の共通理解を図り、いじめの情報を学年、生徒指導主任、管理職に速やかに報告し、情報共有を行う。
- ②学級担任だけでなく、養護教諭や専科の教員等は、知り得た情報を積極的に担任、生徒指導主任、管理職に報告し共有する。また、特定の教員が問題を一人で抱え込むことなく、報告・連絡・相談を確実に行之、学校全体で組織的に迅速に対応する。
- ③生徒指導主任は、速やかに管理職に報告する。また、関係職員にも周知する。
- ④管理職は、報告・連絡・相談を受けた際は、必ず具体的な指示(児童や保護者への対応・指導、教職員の組織的対応等)を出し、適宜確認しながら、ケース会議を開く、分担や役割をして組織的に動く等、速やかに対応できるようにする。
- ⑤解決しても見届けを長期的に行う(2週間後、1月後、3ヶ月後、次年度)

第4 いじめの早期解決への取組（組織で）

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合には、教職員が個人で判断したり、単独で行動したりしてはならない。速やかに組織で対応することを基本とし、一部の教職員で抱え込むことのないよう努める。解決に向けた対応では、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、客観的に事実関係を確認した上で、毅然とした態度で指導する。関係保護者には正確な情報を把握し迅速・誠実に連絡を入れる。

（１）いじめられている児童への支援

いじめられている側にも問題があるという考えで接しないようにする。

本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を親身に聴くようにするとともに日頃から温かい言葉がけをし、以下のように本人との信頼関係を築くことに努める。

- ①秘密を守ること、守り抜くことを大前提として話し合う。
- ②いじめの事実を把握し、味わった辛さや悔しさを受容し、共感的に理解する。
- ③不安を除去し、安全確保に努める。
- ④身近な大人へ相談することの重要性を伝えるとともに、自分への否定的な考え方やコンプレックスを改めさせ、自己肯定感を高めさせる言葉かけに徹する。
- ⑤不安を抱えている対人関係の回復を支援し、さらに自分への自信回復を支援する。
- ⑥機会あるごとにコミュニケーションをもち、児童との信頼関係をつくる。

（２）いじている児童への指導

いじめ事案の内容・関係児童・その経過等について十分把握し、人権保護に配慮しながら、いじめが「人間として決して許されないこと」「犯罪行為とも解釈されること」を理解させ、直ちに止めさせなければならない。その際、以下の点に留意し、内容によっては警察等とも連携を図る。

- ①いじめの事実関係・きっかけ・原因・これまでの経過等の客観的情報を収集する。
- ②安全配慮義務に基づいて、事態に応じた適切な措置を講じる。
- ③いじめを完全に止めさせ、二度としないことを約束させる。
- ④いじめは絶対に許されない行為であることを徹底的に理解させるとともに、人権と生命の尊さを理解させる。
- ⑤多くの教師の協力を得ながら、指導を継続し観察する。
- ⑥学級活動を通して、役割や活動の場を与え、集団の一員であり大切な仲間であることを感得させ、児童同士及び教師との親しい人間関係、信頼関係をつくる。
- ⑦いじめは、複雑な心の危機やストレスのサインと受け止め、本人の問題理解に努めるとともに、問題を繰り返させないように心の成長を促す。

（３）周りではやし立てている児童への対応

自分で手を下すことがなくても、周りではやし立てる行為は、いじめる行為と何ら変わらない。はやし立てる行為から制止させる行為へ一人でも多くの児童を変容させることがいじめ根絶につながる。該当者には、以下の点を厳しく指導していく。

- ①はやし立てる行為は、いじめる行為と同等であり、決して許される行為ではないことを理解させる。
- ②被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの首謀者と同様の立場であることに気づかせる。

（４）見て見ぬふりをする児童への対応

望ましい集団生活を送り良好な人間関係を築くためには、いじめはあってはならない行為である。いじめをしている行為を見たりしても、それを放置し見て見ぬふりをする行為は、人間として恥ずかしい行為である。自分以外は無関心という心情から、他へ相談したり、制止したりしようとする心を育てることが重要である。

- ①いじめは、他人事ではないことを理解させ、当事者の気持ちを考えさせる。
- ②いじめを知らせ、早く解決させる勇気をもたせる。
- ③見て見ぬふりをする行為(傍観)は、いじめ行為や加担行為と同等であることに気づかせ、内省させる。

(5) 学級全体への指導

いじめをしない、させない、許さない風土をクラス全体につくり、クラス内の問題等を全員で解決していく学級づくりに努める。

- ①クラス内の身近な問題を取り上げたり、様々な新聞記事等を提供したりしながら、話し合いで、問題やいじめを考え、解決に向けて話し合える学級をつくる。
- ②見て見ぬふりをやめ、情報を提供することが、いじめ根絶につながることを指導する。
- ③自らの意志、良心によって行動できるように指導する。
- ④いじめは絶対に許さないという断固たる教師の姿勢、気概を示す。
- ⑤日頃から道徳教育の充実を図る。
- ⑥学校行事等でのクラスの連帯感を育てるとともに、学級活動を通して好ましい人間関係づくりに努める。

第5 家庭や地域、関係機関との連携

(1) 家庭・地域との連携協力の強化

- ①懇談会や教育相談、個人面談を活用して積極的に情報収集に努める。
- ②「いじめ防止基本方針」の概要を保護者会や地域の会において説明し、情報提供や協力支援を依頼し、学校・家庭・地域の連携協力の重要性について理解を得る。

(2) PTAのネットワーク構築

保護者同士のネットワークにより、いじめの深刻化を防ぐことも少なくない。

保護者同士の親密な関係を構築することに努め、いじめの防止の重要性を共有し、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や対応を話し合える土壌づくりを行う。

(3) 学校応援団や地域の方による学校支援での取組

日々の教育活動で、学校応援団による外部教育力の積極的な導入、地域の方との交流、民生委員や児童委員の取組等により地域の住民から見守られているという意識と地域や学校の一員という意識の醸成を図る。いじめについて、学校内外での見守りを協力していただき、情報収集を行う。

(4) 関係機関との連携

平素から関係機関（教育センター、南児童相談所、警察、医療機関等）と情報共有できる体制づくりをするとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、精神保健福祉士等専門家と連携して対応する。

また、被害者児童に対しては、安全を確保し、スクールカウンセラー等とも連携しながら、本人の心のケアや学習の場の保証を適切に行う。

(5) いじめ問題取組の重要性の普及啓発

いじめ問題への取組の重要性についての認識を広め、家庭、地域、その他の関係機関と一体となって取組を推進するために、様々な機会を捉えて普及啓発を図る。

(6) 学校運営協議会による取組

いじめ問題やいじめ防止に関して、学校、家庭、地域が連携して取り組めるよう協議し、いじめ防止の推進を図る。

第6 いじめ防止対応校内組織

いじめ対策推進法第22条に基づき、本校のいじめ防止の対策のために、「戸田南小学校いじめ防止対策委員会」を設置する。学校対策委員会を開催した際には、必ず会議の記録を作成し保存する。保存期間は、作成した日の属する年の翌年度から5年間とする。

いじめ防止学校対策委員会（学校全体でのいじめ防止対策の推進における体制）

管理職・生徒指導主任・各学年生徒指導部教員・教育相談主任・養護教諭

※いじめ防止の校内体制や対策の点検・確認、改善・充実を行う。いじめアンケート結果等いじめに関する情報交換を行い、共通理解を図るとともに対応策について協議・決定する。

※個々の事案対処にあたっては、関係の深い教職員も含める。

※速やかに事案に対処する必要がある場合には、少人数で開催することも可能とする。

拡大学校対策委員会（重大事態調査を行う調査組織）

校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任・教育相談主任・該当学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー・戸田市立教育センター配置カウンセラーもしくは、他校の学校配置スクールカウンセラー等

第7 インターネットを通じて行われるいじめの対策

時代の趨勢に伴いICT化が益々進展し、スマートフォン等の所有率も年々上昇している。本校においても、携帯電話やスマートフォン等を所有している児童の数は増加している。

また、インターネットを有効に活用する反面、ネットからの各サイトへのアクセスも多種多様になり、そこに介在するネットいじめも多く存在する現状を直視する必要がある。

（1）児童たちが利用する機能・サイト

①LINE（ライン）

チャットのやり取りや通話ができるコミュニケーションアプリ。利用年齢層が年々低くなってきていて、LINEを使いたいじめが小学生で急増している。

②Instagram（インスタグラム）

写真や動画などをメインに投稿できるSNSの1つ。不特定多数の人と関りが持てる反面、親の知らない間に見ず知らずの大人と繋がり、犯罪に巻き込まれることがある。

③YouTube（ユーチューブ）

動画の視聴や投稿ができる。近年ではユーチューバーとして小学生や中学生が顔を出して動画を投稿していることも多い。個人情報の流出など大きな問題がある。

（2）ネットいじめ防止に向けた取組

本校では、以下の取組を通してデジタル・シティズンシップ教育と安心安全な利活用の徹底を図りいじめの防止策を講じる。

①児童に対して

（ア）各教科等を活用し、デジタル・シティズンシップ教育について具体的に指導する。その際、

市のホームページ上にある「情報モラルスクール」も有効に活用する。

- (イ)市のネットパトロールとの連携を図り、情報共有に努めるとともに、パトロール上で心配な案件については、当該児童等に適切に指導する。
- (ウ)ネット問題について、防犯教室（警察関係）や、ネット講演会（関連会社）を開催し、被害の具体を知り、デジタル・シティズンシップ教育を推進する。
- (エ)ネットいじめ等で悩んだり、知り得た情報を相談したりすることができる体制を整えるとともに相談しやすい環境づくりを行う。SC へも気軽に相談できる生活環境をつくる。
- (オ)学年ごとに安心安全な利活用について授業し、話し合いの中で意識の深化を図る。

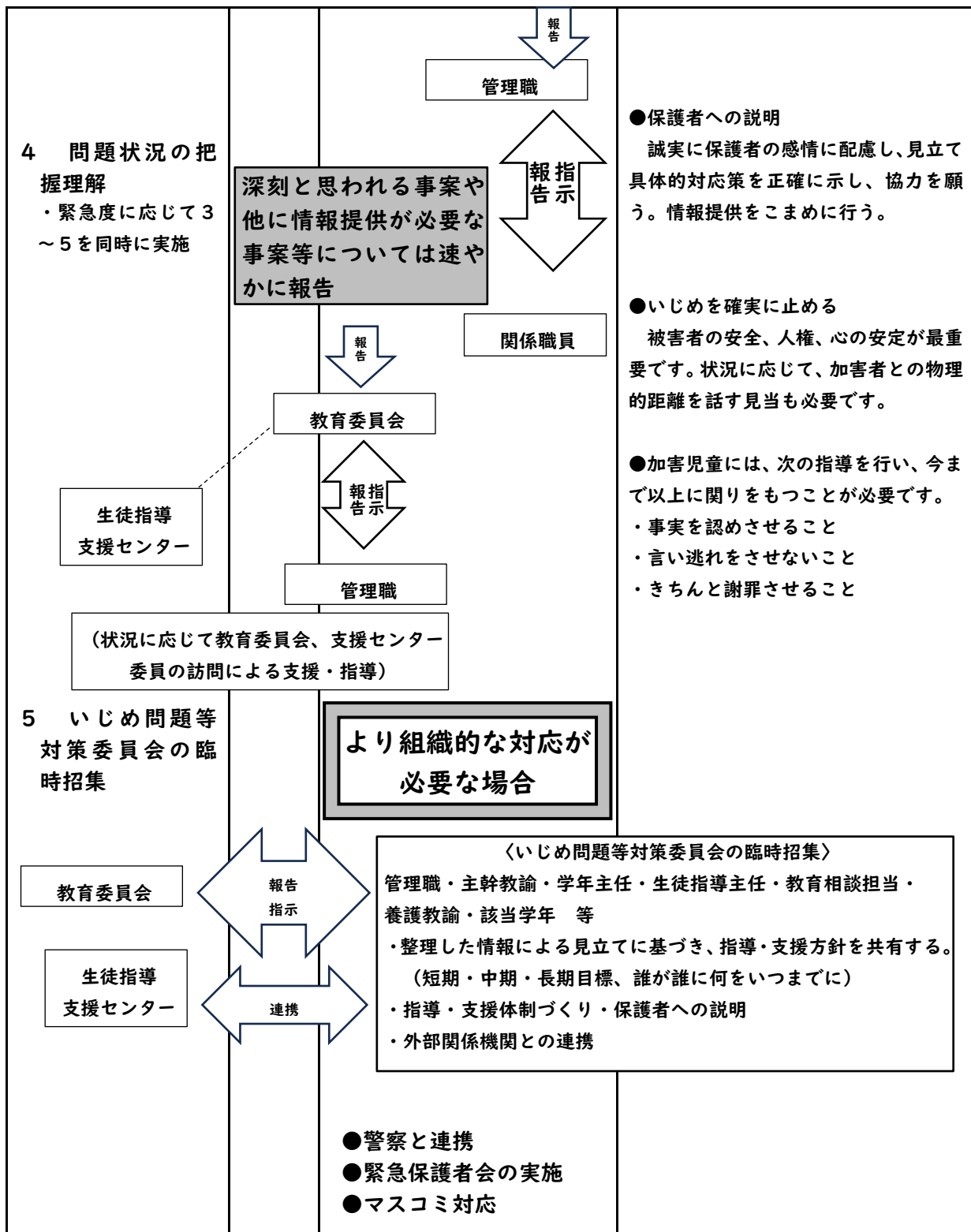
②保護者・地域に対して

- (ア)上記講演会等に保護者の参加も呼びかけ、デジタル・シティズンシップへの意識化を図る。
- (イ)様々なネットトラブルや被害をクラス懇談会やPTAの会合等で発信する。
- (ウ)地域の会や学校運営協議会等でデジタル・シティズンシップの講演会の実施を働きかけ、地域住民への啓発を図る。

第8 いじめの問題における校内フロー図

㊦ 最悪の事態を想定し ㊧ 慎重に ㊨ 素早く ㊩ 誠意をもって ㊪ 組織で対応

対応の流れ	レベル	教職員の動き	留意点
1 いじめ情報のキャッチ 2 報告 ・憶測を入れずに事実を報告（些細なことでも）			● 定期的にいじめアンケート調査を実施すると早期発見につながります。 ● <u>小さな危機を見逃していませんか。いじめの見て見ぬふり対応をしていませんか。（ただ様子を見る＝いじめを育てる）</u> ● 訴え、申し出があった場合には、 <u>その日に行動</u> します。（指導の結果は、必ず管理職に報告） ● <u>管理職のリーダーシップを発揮する</u> 担任が一人で苦戦しないよう的確な具体的な指示を出します。 ● 面談等の基本的スタンス⇒傾聴、共感的理解、適応へのサポート ● 丁寧にじっくりと話を聴きます。 〈悪い対応例〉 ×あなたにも問題があるね。 ×考え過ぎ、気にし過ぎじゃないの。 ×お子さんにも問題がある。 ×様子を見ましょう。 ● 双方から聴き取る際、いつ、どこで、どんなできごとのあらましがあったのか、その時どんなふう感じたか、具体的に聴きます。 ● 記録に基づき事実の経過に沿って情報を共有します（憶測、推測を入れない） ● 毅然とした対応とは、一方的に説諭、説教、反省文の強制をすることではありません。双方の意見を傾聴し、見立て、職員一丸となって対応することが重要です。
3 事実関係の正確な把握・情報収集 ・いじめられた子、いじめた子からの事情聴取 ・他児童、教職員からの事情聴取			



第9 いじめ防止推進法第28条における「重大事態」の対応について

いじめの早期発見・早期解決に日々取り組んでいても、重大事態に至る場合も考えなければならぬ。本校では、いじめ防止推進法第28条を鑑み、以下の状況を重大事態と捉え、迅速に全力をあげてその対応にあたる。

(学校の設置者又はその設置する学校による対応)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に上げる場合には、その事態（以下重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認められるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供に必要な指導及び支援を行うものとする。

1 重大事態とは（いじめを受けた児童の状況に着目して判断する）

○生命・心身又は財産に重大な被害があった場合

- ・児童が自殺を企図した場合（その恐れがある場合含む）
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・所有物や金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより、児童が学校を欠席することが余儀なくされている疑いがある場合

- ・欠席の目安は年間30日とするが、一定期間や連続して欠席する場合はその限りではない
- ・いじめが原因で登校できなくなったと保護者や当該児童から申し立てがあった場合

（1）重大事態調査の目的

重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた疑い”又は“いじめにより不登校を余儀なくされている疑い”がある段階を指しており、これらの疑いが生じた場合には、学校の設置者又は学校が、法の規定に基づき調査を行うこととなる。

この調査の目的については、国のガイドライン第1章第2節に記載されており、いじめにより対象児童が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対応及び同種の事態の再発防止策を講ずることを行う目的としている。

また、この調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、この調査における調査結果が直接法律上の権利義務関係に影響を与えるものではない。

(2) 平時からの備え

重大事態は、重大な被害等の「疑い」の段階を言い、この段階から調査の実施に向けて動き出すことが求められていることから、学校においては重大事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応することができるよう平時から備えておく。特に、年度初めの職員会議や校内研修等において、法や市の基本方針、自校の基本方針について説明し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか全ての教職員が理解できるようにする。

また、重大事態の調査主体が学校となる場合に、拡大学校対策委員会が調査組織として調査を行う役割を担うことから、実際に重大事態が発生した場合を想定して、校長のリーダーシップの下、各教職員が適切に役割分担を行い、機能するような体制を構築しておく。

(3) 重大事態に対する学校の基本的姿勢

学校は、重大事態が発生した場合には、自らも調査対象であるとの認識をもちながら、主体的に調査に取り組む。そのためには、「なぜ本校でこのような事態が発生したのか」、「このような事態になったのはこれまでの学校の対応にどのような課題があったのか」等の視点を持ち、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で取り組む。

対象児童・保護者に対しては、詳細な調査を行わなければ全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」等の判断を行わない。

また、重大事態調査中も対象児童・関係児童の学校生活が続いていることから、対象児童の見守りや心のケア、関係児童に対する指導及び支援に継続して取り組む必要がある。校内体制を分けるなど重大事態調査と並行して児童に対する対応が疎かにならないよう注意する。

対象児童・保護者が重大事態調査を望まない場合には、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応する。例えば、対象児童・保護者が希望する場合には、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことや、関係児童等への聴き取り等を行わず、学校の記録の確認等から事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなどにより調査を進めることが考えられる。また、調査報告書を公表しないことも考えられる。

(4) 重大事態を把握する端緒

重大事態の判断を行うのは、学校（市教育委員会と協議をする場合もある）である。これは、単に特定の教職員のみによる判断ではなく、学校として判断したということであり、学校は、国のガイドライン別添資料Ⅰの重大事態として扱われた事例を参考としつつ、法第 23 条第 2 項や法第 24 条に基づく調査を通じて、いじめにより生命、心身又は財産への重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いがあると判断した段階から対応を開始する。

なお、法第 23 条第 2 項による調査を通じて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合には、重大事態として取り扱い、再発防止策の検討等は行うものの、新たな調査を行わないことも考えられる。

不登校重大事態については、年間 30 日の欠席を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、欠席期間が 30 日に到達する前から、学校と市教育委員会が緊密に連携し、重大事態に該当するか否か丁寧に協議を行うなどの対応を行うこととする。

また、児童や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）

は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

なお、申立て時点において、学校が児童へのいじめの事実等を確認できていない場合には、児童の保護や、二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、児童の心のケアや必要な支援を速やかに行うことが重要であり、必要に応じて、まず、法第23条第2項の規定条第2項の規定を踏まえた学校対策委員会による調査を実施し、事実関係の確認を行う。

法第28条第1項では、「疑い」がある段階で調査を行うとしていることから、確認の結果、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らしていじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行い、詳細な事実関係の確認等を行う。

なお、いじめの重大事態に当たらないことが明らかであるというためには、例えば、いじめの事実が確認できなかっただけでは足りず、学校においていじめの事実が起りえないことを客観的・合理的な資料等を用いつつ、説明する必要がある。

2 重大事態発生時の初動対応

（1）発生報告

重大事態が発生した場合は、学校は、市教育委員会に報告を行う。

- ・学校名
- ・対象児童の氏名、学年
- ・報告時点における対象児童の状況（いじめや重大な被害の状況、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係

重大事態が発生した場合には、特に対象児童・保護者等との情報共有が重要であることから、学校で窓口となる者を決めて、連絡・調整にあたる。あわせて、調査において必要となる資料の収集・整理に取り掛かる。

具体的には、学校において、これまで実施しているアンケートや教育相談の記録、これまでのいじめの通報や面談の記録、学校対策委員会の会議録、学校としてどのような対応を行ったかの記録等が基礎資料として想定される。

（2）調査組織の設置

法において、重大事態調査は市教育委員会又は学校が調査主体となって行うこととされているが、市教育委員会が主体となるか学校が主体となるかは個別の重大事態の状況に応じて、市教育委員会が判断する。学校主体となる場合も法第28条第3項に基づき、市教育委員会から、必要な指導助言及び適切な支援を受けることとする。なお、不登校重大事態は、いじめの詳細な事実関係の確認や再発防止策の検討だけでなく、対象児童の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることを調査の目的に位置付けており、学校内の様子や教職員・児童の状況は学校が最も把握していることを踏まえて、原則として学校主体で調査を行う。

ただし、従前の経緯や事案の特性、対象児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、調査目的を達成できない場合、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあると市教育委員会に判断された場合は、市教育委員会主体として調査することも有り得る。

（3）調査組織の構成

調査組織の構成は、従前の経緯や事案の特性等を踏まえて調査主体において判断する。対象児童・保護者に対する調査実施前の事前説明での意向も考慮しつつ、公平性・中立性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制を検討する。

対象児童・保護者が、第三者が調査に関わることを望んでいない場合等特段の事情がある場合を除いては、第三者を加えた調査組織となるように構成する。

具体的には、学校が主体となる場合は、学校いじめ対策組織方式となる「拡大学校対策委員会」において調査を行う。

なお、国のガイドラインを踏まえ、以下のケースにおいては、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、市教育委員会が主体となり、第三者委員会方式となる「いじめ問題調査委員会」において調査を行う。その際、専門家、第三者の考え方については、国のガイドラインに基づくこととする。

＜国のガイドライン 第6章第2節（1）基本的な考え方 該当箇所抜粋＞

- ①対象児童が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態
- ②対象児童と関係児童の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態
- ③これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

（４）調査実施前の事前説明

調査の実施前には対象児童・保護者に説明を行い、調査の目的等について共通理解を図り、調査事項や調査組織の構成等について認識のすりあわせを行う。この説明は原則として調査主体となる市教育委員会または学校が行う。

この事前説明は、２段階に分けて行う。速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成等が決まり体制が整った段階で説明する事項がある。

事前説明事項については、基本的には国のガイドラインの第7章第2節に記載の事項とする。

＜国のガイドライン第7章第2節（1）対象児童・保護者への説明事項より項目のみ掲載＞

【いじめにより重大な被害又は不登校を余儀なくされている状況を把握し、重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】

- ① 重大事態の別・根拠
- ② 調査の目的
- ③ 調査組織の構成に関する意向の確認
- ④ 調査事項の確認
- ⑤ 調査方法や調査対象者についての確認
- ⑥ 窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】

- ① 調査の根拠、目的
- ② 調査組織の構成
- ③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ④ 調査事項・調査対象
- ⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）
- ⑥ 調査結果の提供
- ⑦ 調査終了後の対応

重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある際は、その都度、説明内容を事前に対象児童・保護者及び関係児童・保護者に伝える（公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解をとるよう努める。）。

調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童・保護者に提示、提供、説明を行うことになるので、関係児童・保護者に対し聴き取り調査等の実施前にそのことを説明し、必要に応じて同意を得る。

対象児童・保護者が詳細な調査の実施や事案の公表を望まない場合であっても、重大事態調査を行う必要はあるが、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを丁寧に説明する。

3 重大事態調査の進め方

(1) 基本的な調査の流れ

重大事態調査の進め方については、国のガイドライン第8章を参照しつつ、事案の特性や対象児童・保護者等の意向を踏まえつつ調査組織において決定する。基本的な調査の進め方は、国のガイドラインを踏まえ以下のとおりとする。

なお、対象児童が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態については、本方針に加えて、背景調査の指針に基づいて行うことが必要である。

＜国のガイドライン第8章第2節（1）調査全体の流れ（該当箇所抜粋）＞

①学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録 等の確認

（調査の初期段階で確認する必要がある文書等）

- ・当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料
- ・学校いじめ防止基本方針
- ・年間の指導計画
- ・学校に設置される各委員会の議事録
- ・過去のアンケート、面談記録

↓

②対象児童・保護者からの聴き取り

↓

③聴き取りやアンケート調査等の実施

- ・教職員からの聴き取り
- ・関係児童からの聴き取りやアンケート調査の実施
- ・学校以外の関係機関への聴き取り（医療機関、福祉部局や人権関係部局等これまで当該事案に対応していた学校以外の機関があれば聴き取りを依頼（※先方は守秘義務が課されていることが一般的であり、その範囲内での対応となることに留意が必要。また、保護者との相談も必要。））

↓

④事実関係の整理（必要があれば追加で聴き取り等を実施）

↓

⑤整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討

↓

⑥報告書の作成、取りまとめ

(2) 調査の進め方に係る留意事項

不登校重大事態の場合について、調査中に対象児童が学校に復帰するなど状況が改善した場合には、学校復帰後の状況や対象児童・保護者の確認の上で、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進める。

また、重大事態調査の途中で対象児童・保護者から調査をやめてほしいとの要望があった場合も、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進めることが考えられる。

児童に対する聴き取りを行う場合の留意事項、アンケート調査を行う場合の留意事項等については、

国のガイドラインの第8章第2節（3）～（6）に記載があるため、これを参照しつつ、調査組織内の専門家の助言も受けながら調査を進める。

また、重大事態調査は、事案によっては1年以上の調査期間を要する場合もある。この間、対象児童・保護者は調査の進捗状況に高い関心をもっており、こうした要望に応えることは調査主体の重要な役割であり、適切に経過報告を行う。丁寧に連絡を取り合うことによって調査が滞っていないという安心感を与えることができ、対象児童・保護者の不安感、不信感の軽減につながる。調査中は、事実関係や再発防止策等が変化するものであり、調査実施中に説明できる範囲は限られるが、調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明する。また、聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童・保護者に対して確認をとることも考えられる。

（3）調査報告書の作成

重大事態調査の調査報告書に盛り込む標準的な項目や記載内容の例については国のガイドライン第8章第3節（1）に記載されている。具体的に何を調査するかという調査事項については、事案の特性や対象児童生徒等の意向も考慮しつつ、最終的には調査組織において決定する。

事実関係の確認・整理に当たっては、国のガイドラインに基づき、調査で把握した情報を「事実関係が確認できるもの」と「確認できなかったもの」に分けるなどして時系列に整理してまとめる。

ただし、調査結果をまとめるにあたり、事実関係がはっきりしない、いじめ行為を特定できない場合等には調査の過程や調査によって明らかになった範囲での事実関係等を記し、それ以上のことは本調査では分からなかったことを明記する。事実関係が確定していないものについては断定的な表現を避ける。

対象児童の重大な被害等といじめとの関係性について、直接的な因果関係等の説明が難しい場合であっても、いじめが重大な被害等に何らかの影響を及ぼしたことの認定を丁寧に行うことが重要であり、重大な被害等といじめとの関係性について何らかの影響があった旨を詳細に記載することが考えられる。

事実関係を把握し、対象児童への対応・支援の方策、（いじめが認められた場合の）加害児童への指導及び支援の方策について検討し、取りまとめる。

上記事実関係の整理を踏まえて、当該事案に対する学校の対応や当該事案の背景として考えられる学校等の組織的問題点について検証し、課題を整理する。

この際、本調査の目的は、民事・刑事・行政上その他の争訟等への対応を直接の目的としたものではなく、対象児童生徒の尊厳を保持するため、再発防止策を講ずることにあることに留意する。

4 調査結果の説明・公表及び調査結果を踏まえた対応

（1）調査報告書の説明

法第28条第2項に基づき、学校は、対象児童・保護者に調査に係る情報提供及び調査結果の説明を行うことが求められる。

調査結果の説明は、調査報告書本体又は概要版資料を提示又は提供し、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明する。

また、調査結果の説明の際に、市教育委員会が市長に調査結果の報告をする際、対象児童・保護者からの所見書を併せて提出できることを説明する。

（2）調査報告書の公表

公表するか否かについては、市教育委員会と協議の上、当該事案の内容や重大性、対象児童・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとなるが、特段の支障がなければ公表することとする。

(3) 調査結果を踏まえた対応

重大事態の対応は、調査を行って終了ではない。調査報告書の内容を踏まえ、対象児童が重大な被害を受けている場合には、心のケアや安心した学校生活を送ることができるようになるための支援を行う。対象児童が不登校となっている場合には、学びの継続に向けて、家庭や専門家等と連携して学習支援や登校支援を行う。

いじめを行った児童に対しては、当該児童が抱える課題や家庭環境、事案の内容を踏まえつつ成長支援の観点から保護者とも連携しつつ指導支援を行う。対象児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、法第 23 条第 6 項に基づき、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

第 10 いじめ防止に係る年間行事予定

4 月	・ 第 1 回生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会） ・ 学年・学級開き等でいじめ根絶について担任から具体的に指導（全学年） ・ 懇談会において基本方針概要説明と協力依頼（保護者） ・ 縦割り編成と縦割り活動の目的を指導（全学年） ・ 1 年生を迎える会（新入生を思いやる心の育成） ・ 教育相談における情報交換（教職員と保護者） ・ 地域訪問による情報収集（担任） ・ 倫理確立研修（基本方針の共通理解を図る） ・ 学校運営協議会での説明と協議（学校運営協議会委員）
5 月	・ 生徒指導委員会 ・ 心のアンケート調査実施（全学年） ・ 運動会に向けての取組（学年の枠を超えて協調性を育む） ・ PTA 総会における協力依頼（管理職あいさつの中で）
6 月	・ 生徒指導委員会 ・ 林間学校に向けての取組（第 5 学年児童の協調性を培う） ・ 学校運営協議会
7 月 8 月	・ 生徒指導委員会 ・ 授業参観懇談会（道徳授業の公開及び懇談会による情報交換） ・ 個人面談における情報交換（教職員と保護者） ・ 学校保健委員会における協力依頼 ・ 教育課程研究協議会の報告会（生徒指導事例研含） ・ 人権教育研修会
9 月	・ 基本方針に基づく取組の評価・改善の検討 ・ 生徒指導委員会 ・ 学校運営協議会
10 月	・ 生徒指導委員会

	・教育相談における情報交換（教職員と保護者） ・第6学年市内陸上運動会（他校児童との交流・親睦）
11月	・生徒指導委員会・生活朝会におけるいじめ防止の校長講話 ・いじめ撲滅強化月間の取り組み（委員会活動） ・校内音楽会（他学年との交流・よさを認め合う心の育成） ・小中市内音楽会（他校児童との交流・親睦・よさを認め合う）
12月	・生徒指導委員会 ・南小まつり（他学年との交流・よさを認め合う心の育成） ・教育相談研修会（配慮児童等についての情報交換） ・学校運営協議会 ・心のアンケート調査実施（全学年）
1月	・生徒指導委員会 ・書き初め展（他学年との交流・よさを認め合う心の育成）
2月	・生徒指導委員会 ・教育相談における情報交換（教職員と保護者） ・心のアンケート調査実施（全学年） ・入学説明会（本校基本方針の概要説明と協力依頼） ・基本方針に基づく取組の評価・改善の検討、次年度の取組作成 ・6年生を送る会（感謝の心の育成） ・幼・保・小連絡会（情報交換）
3月	・生徒指導委員会 ・懇談会における情報交換と連携（担任と保護者） ・ありがとう朝会（市費職員へ対する感謝の心の育成） ・小中学校連絡会（情報交換） ・学校運営協議会（今年度の教育活動についての報告・まとめ）
通年	・ネット安全教室、デジタル・シティズンシップ講座 ・道徳の日

第11 いじめ防止全体構想

戸田市立戸田南小学校 いじめ防止全体構想

基本認識

「いじめはどの学校・学級にも起こりうる」「いじめは、重大な人権侵害であり、絶対に許される行為ではない」という基本認識に立ち、本校に在籍する全児童が、安心安全な学校で、「明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、いじめ根絶に向け、全教職員共通理解をもって、全力で教育活動に取り組む。

〔いじめ防止対策委員会〕

〈目的〉いじめの未然防止、早期発見、早期解決等に関する措置を実効的に行う。

〈構成員〉いじめ防止対策委員会：管理職・生徒指導主任・各学年生徒指導部教員・教育相談主任
養護教諭 等

拡大学校対策委員会：校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任・教育相談主任・該当学年主任・
養護教諭・スクールカウンセラー・戸田市立教育センター配置カウンセラーもしくは、他校の学校配置スクールカウンセラー等

全教職員共通理解の下 組織的に対応

未然防止	早期発見	早期解決
児童の自助公助の取組を積極的に支援し、他者と調和的に生きていくための社会能力、他者を思いやる心を育むために全力を傾注する。 「わかる授業」「楽しい授業」の推進 - 大切な一員であることを実感できる学級づくり - 相互を認め、思いやる「豊かな心」の推進 - PTAのネットワークの構築 - 学校応援団による学校支援	児童の僅かな変化を見逃さず、深刻化する前に早期に対応にあたる。 「さ・し・す・せ・そ」の徹底 (さ) 最悪の事態を想定し (し) 慎重に (す) 素早く (せ) 誠意をもって (そ) 組織で対応 - 児童のサインを見逃さない - 教職員間の情報共有に努める - 家庭・地域との連携協力の強化を図る	いじめを発見したり、通報を受けたりした際は、速やかに組織で対応し、早期解決に向けて取り組む。 - いじめられている児童支援 - いじめている児童指導 - はやし立てる児童対応 - 見て見ぬふりをする児童対応 - 学級全体へ指導

インターネットを通じて行われるいじめ対策

- 児童に対して
 - 各教科等を活用し、デジタル・シティズンシップ教育についての指導
 - 防犯教室（県警）やデジタル・シティズンシップ講演会（関連会社）の実施
 - 安心安全な利活用について授業し、話し合いの中で意識の深化を図る
- 保護者・地域に対して
 - 防犯教室や講演会への参加を呼びかけ、デジタル・シティズンシップの意識の向上を図る
 - ネットトラブルや被害についての実態を懇談会や学校運営協議会で発信する。

重大事態への対応

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1 被害児童の保護・支援 | 2 加害児童への働きかけ |
| 3 いじめ防止対策委員会による事実調査 | 4 市教委や関係機関との連携 |
| 5 保護者・地域との連携 | 6 いじめ防止対策推進法に基づく対応 |

いじめ防止
リーフレット
児童生徒用

みんなでつくろう いじめのない学校！

「いじめ」は、人として、絶対にしてはいけないことです。「いじめ」を受けた人は、深く傷つき、つらい気持ちや苦しい気持ちは一生消えません。

「いじめる」ということは、ひきょうなことです。人として絶対に許してはいけないことです。そこで、市内各小・中学校児童生徒が道徳の授業で学んだいじめについての考えや意見をまとめてみました。



つた 伝えたいわたしたちのメッセージ



《いじめられている人へ》

- ・ どうしたの。たすけてねっていつてね。(小1)
- ・ だいじょうぶ。いっしょにあそぼうよ。(小2)
- ・ わたしがいっしょにいるからだいじょうぶ。(小3)
- ・ 先生に相談しようよ。わたしも行くから。(小4)
- ・ 勇気をだしてね。助けるよ。(小5)
- ・ 一人じゃないよ。まわりに頼ってね。(小6)
- ・ つらいけれど死んではだめだよ。(中1)
- ・ 必ず助けるから。生きていたらきっといいことあるよ。(中2)
- ・ 無理してがまんしないでいいよ。相談してね。(中3)

《いじめを見ているまわりの人へ》

- ・ みてるだけじゃかわいそうだよ。(小1)
- ・ かわいそうだよ。どうにかしなくちゃ。(小2)
- ・ いじめられるのを見て何とも思わないの。(小3)
- ・ いじめられている人がどれだけ苦しいかわかる。(小4)
- ・ いっしょにやめようよ。そして話し合おうよ。(小5)
- ・ 黙ってみていないではつきり言おうよ。(小6)
- ・ いじめは小さなことから始まる。すごく傷つくよ。(中1)
- ・ 自分もいじめられたらと思うよね。だから先生や大人の助けをかりようよ。(中2)
- ・ いじめはちょっとしたことから起こる。友達の良いところを見つけようよ。(中3)

《いじめている人へ》

- ・ だめだよ。かわいそうでしょ。(小1)
- ・ よわいものいじめなんてだめだよ。(小2)
- ・ 自分もされたいやでしょ。(小3)
- ・ いじめても何の得にもならないよ。(小4)
- ・ 何が楽しいの。調子にのらないで。(小5)
- ・ いじめている人は、忘れてしまうけれど、いじめられた人は一生傷つくよ。(小6)
- ・ 弱い人に手をだすのはひきょうだよ。(中1)
- ・ 乱暴な言葉づかい、いたずらやいやがらせはいじめの始まりだよ。(中2)
- ・ いじめをしてもいいことないよ。楽しくないよね。だったらやめようよ。(中3)

平成24年9月 戸田市教育委員会

戸田市では子ども議会で話し合い、「戸田市子ども憲章」を平成13年10月1日に制定し、仲良く、助けあうことを誓いました。

この憲章の意味を皆さん一人一人がよく考え、受け継ぎ、優しさや思いやりで、戸田市の学校からいじめをなくしましょう。

戸田市子ども憲章

水と緑に恵まれたこの戸田市の明日を担うわたしたちは、希望をもち、みんな仲良く助けあい、地域の一員として生きていくことを誓い、ここに「戸田市子ども憲章」を定めます。

わたしたちは きまりをまもり、責任をもって行動しましょう（責任）

わたしたちは 優しさと思いやりをもって、くらしましょう（生活）

わたしたちは 自然をまもり、きれいなまちにしましょう（地域）

わたしたちは 一人ひとりの人権を大切に、いじめや差別をなくしましょう（人権）

わたしたちは 希望と目標をもち、大きな未来に向かってはばたきましょう（未来）

もし、いじめられたら… 誰かに話そう！

もし、いじめを見たら… 声をかけよう！

相談しよう！



・戸田市立教育センター相談室 ☎：048-434-5670
（祝日、年末年始を除く毎日 9:00 ～ 17:00）

・埼玉県立総合教育センター よい子の電話教育相談 ☎：0120-86-3192
（毎日24時間）

・埼玉県警察少年サポートセンター ☎：048-861-1152
（日曜、祝日、年末年始を除く毎日 8:30 ～ 17:15）

戸田市立教育センター教育心理専門員（相談員）から



いじめられていると感じているあなたへ

そのままの気持ちを教えてください。あなたが安心して生活できるよう応援しています。相談してください。

だれかを傷つけているかもしれないあなたへ

本当は自分が傷ついているのかもしれません。本当の気持ちを見つめてください。

じっと見ているあなたへ

勇気をだして伝えてください。みんな傷つくために生まれてきたのではありません。話してみても、いっしょに考えましょう。



戸田第一小学校



戸田第二小学校



新郷小学校



奥谷本小学校



笹目小学校



戸田東小学校

戸田市小学校

いじめのない楽しい学校宣言

【前文】

わたしたちは、友達といつしよに勉強し、なかよく過ごすことができる楽しい学校にしたいです。そのために、毎日会う友達にやさしい言葉や、明るい気持ちになる言葉をたくさんかけて、戸田市の小学校からいじめを絶対出さないようにします。

ここに、わたしたちは、とだつ子全員がなかよくいじめのない生活を送るために、「とだつ子なかよしことば」を定め、いじめのない楽しい学校をつくることを言います。

【宣言】

わたしたちは「とだつ子なかよしことば」を使い、思いやりのある優しいことばをたくさんかけます。

わたしたちは「とだつ子なかよしことば」があふれるえがおいっぱい学校にします。

わたしたちは絶対にいじめをしません、許しません。

とだつ子なかよしことば

○がんばっている子へ
・がんばっているね
・褒められるよ、あきらめないで
・すごいね、フアイト

○失敗して元気がない子へ
・もう一度やってみようよ
・勇気を出して
・だいじょうぶだよ

○けんかをしていた子へ
・話を聞こう
・わたしもけんかしたことがあるよ
・自分からなかなおりの話をしてみたら

○いじめられてる子へ
・だいじょうぶ
・みんながついているから心配しないで
・一人じゃないからね

○いじめられている子へ
・いじめるのはやめなよ
・相手の気持ちを考えてあげて
・もう一度自分のしていることを見直して



戸田南小学校



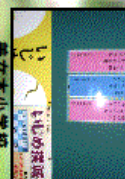
豊沢小学校



笹目小学校



新郷北小学校



奥谷本小学校



戸田西小学校

平成25年12月12日
戸田市子どもサミット
戸田市小学校児童会